

京都市交通局管理規程第7号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中「1月2日から同月4日」を「1月2日，同月3日」に改める。

附 則

この規程は，平成28年3月19日から施行する。

(交通局営業推進室)